

官
復
松
不
事
務
一
書
及

連絡發第 六六一五號

元日本軍人の遺骨について

昭和二十五年一月二十二日

役員局長 連絡課長

外務省 連絡局長 殿

一 参照 四九、一一、二〇 在京琉球軍政部長 發 G 2 日本連絡部宛

覺書

一 標題の件について別紙當局の布告を總司令部に傳達願わしむ。

陸
軍

沖繩に在る元日本軍人の遺骨の處置に關する復
員局の希望

一 復員局の沖繩に在る元日本軍人の遺骨、遺留品の全部を日本に送還
せられよう希望する。

此の送還について日本軍三月及び四月佐世保から沖繩に沖繩四身元
軍人軍需の遺骨約一、七〇〇程を搬送するよう準備中であるが此
の船の補給便を利用して送還することか好都合かと考える。

一 覺書に添附してあつた沖繩縣知事發行の死亡者の名簿四八名につ
いては該簿する死亡者を確認したか其の他の者の階級、氏名、所属
部隊、本籍等が十分でない為にての遺骨に該簿する死亡者を調査決
定すること及び和籍の因難が予慮される。この調査決定を容易なら
しめるための必要な事項例へば屍体を發見した時期、場所の如き事項
を冊記四八名以外の者全員について各人毎に詳細に記録して送られ
ば幸甚と考えるので別紙を沖繩縣知事に發行せられたい。

三 本件に關し沖繩軍政部及沖繩知事の執られた處檢口眞に感謝に堪え
ない處である。茲に深甚なる謝意を表すると共に此の上并御配慮煩
わしたくお願ひする。

(結核菌。其類)

陸

軍

遺骨名簿に記載せられたる事項

遺骨の調査

遺骨名簿に記載せられたい事項

遺骨に該當する死亡者が判明した別紙の四八名以外の遺骨の該當死亡者を調査決定するため此の四八名以外の遺骨名簿に右左の事項を詳記せられたい。

一階級、身分

階級身分の何にてこれ何により判明したか。階級、身分の判明しない者の被服は軍服であつたか、軍服であつたか。軍服の場合被服であつたか、下士官兵服であつたか等。

二氏名

氏名の何にての何何何か。例へは著安被服の註記、所持の名刺手帖、寫眞等。

三所属部隊

所属部隊名及其の出所。例へは著安被服の註記、所持の名刺、手帖、認識票等。所属部隊名、明の時何何何地から来た如何なる部隊の者である等。

本籍地

本籍地名及其の出所。石に準ずる。

死亡年月日と死亡場所

死体発見年月日と死体発見場所と當時の状況

當時の状況として例へば戦場の遺体、海岸漂着死体、飛行機内の死体、自動車内の死体であるとか、他國に死体があつたとか、小銃を手にしてゐたとか等所屬部隊、階級の判定上手かかりとなる事項

認識票

認識票記載事項全部

遺骨の特徴

死体を火葬したものであるとか、沖繩附近の戦場以前から既に遺骨として何處に置いてあつたものであるとか等。

遺留品

遺留品の特に調査上好資料であるから出来る限り収集し且これに

陸軍

なるべく遺骨と埋葬しないうに（なるべく遺骨に添附し）
ての品目員数を詳記する。